

**被保護者及び生活困窮者に対する就労準備支援事業
業務委託公募型プロポーザル実施要領**

1 事業の趣旨・目的

この要領は、栃木県が実施する被保護者及び生活困窮者に対する就労準備支援事業を委託する事業者を選定するために行う、公募型プロポーザルに必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 被保護者及び生活困窮者に対する就労準備支援事業
- (2) 業務内容 別紙「被保護者及び生活困窮者に対する就労準備支援事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに従うこと
- (3) 契約期間 令和 9（2027）年 1 月 1 日から令和 9（2027）年 3 月 31 日まで
- (4) 委託料限度額 808,038 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 担当所属及び問い合わせ先 〒323-0811 栃木県小山市犬塚 3-1-1
栃木県県南健康福祉センター生活福祉課
電話 0285-21-2216・2948 FAX 0285-22-8403
電子メール m-seikatsufukushi@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

公募型プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、被保護者及び生活困窮者に対する就労準備支援事業の入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (3) 令和 9（2027）年 1 月 1 日から令和 9（2027）年 3 月 31 日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

- | | |
|--------------------|----------------------------------|
| ア 実施要領等の公表 | 令和 8（2026）年 10 月 20 日（火） |
| イ 実施内容等に関する質問書受付期限 | 令和 8（2026）年 10 月 27 日（火）午後 5 時必着 |
| ウ 質問書に対する回答 | 令和 8（2026）年 10 月 28 日（水） |
| エ 参加表明書の提出期限 | 令和 8（2026）年 10 月 30 日（金）午後 5 時必着 |
| オ 企画提案書の提出期限 | 令和 8（2026）年 11 月 20 日（金）午後 5 時必着 |
| カ プレゼンテーション（予定） | 令和 8（2026）年 11 月 24 日（火） |

- キ プレゼンテーション審査 令和 8（2026）年 11 月 25 日（水）から
令和 8（2026）年 12 月 1 日（火）まで
- ク 選定結果の通知・公表 令和 8（2026）年 12 月 4 日（金）

（2）実施要領等の配布

- ア 配布期間：令和 8（2026）年 10 月 20 日（火）から令和 8（2026）年 10 月 30 日（金）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
- イ 配布場所：上記 2（5）の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページからダウンロードできる。

※URL

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>

（3）質疑・回答

公募型プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別紙 1）により電子メール又は FAX により提出すること。

- ア 受付期間：公募開始日～令和 8（2026）年 10 月 27 日（火）午後 5 時必着
- イ 質疑方法：電子メール又は FAX により、上記 2（5）に提出すること。
- ウ 回答期日：令和 8（2026）年 10 月 28 日（水）までに随時回答する。
- エ 回答方法：回答は栃木県ホームページ（4（2）イの URL）に掲載する。

（4）参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別紙 2）及び確認書（別紙 3）を作成し、持参又は郵送により提出すること。

- ア 提出期限：令和 8（2026）年 10 月 30 日（金） 午後 5 時必着
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出場所：上記 2（5）
- ウ 提出方法：持参（平日の午前 9 時～午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）
※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。
※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和 8（2026）年 11 月 18 日（水）までに辞退届（様式任意）を提出すること。

（5）企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下ア～オに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

- ア 企画提案書の用紙は、原則として A 4 版用紙を使用することとし、A 3 版用紙を使用する場合には、A 4 版サイズに折り込むこと。また、カラー印刷とすること。
- イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。
なお、記載順序は任意とする。

- （ア）企画提案内容
- （イ）実施計画及び全体のスケジュール
- （ウ）業務遂行人員体制
- （エ）類似事業の業務実績
- （オ）見積額

- ウ 企画提案書は 1 者 1 提案とする。
- エ 企画提案書の提出部数は、7 部（正本 1 部、副本 6 部）とする。
なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。
- オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本 1 部を提出すること。
なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸費用や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

（6） 企画提案書等提出書類の取扱い

- ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
- イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例 32 号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

（1） 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

（2） プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び見積書について、プレゼンテーション（又はヒアリング）を実施する。時間、場所については、別途通知する〔通知様式省略〕。

（3） 審査方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

（4） 契約候補者の選定方法

- ア 審査は、「被保護者及び生活困窮者に対する就労準備支援事業業務委託」公募型プロポーザル企画提案審査会（以下「審査会」という。）の選定委員により、行われるものとする。
- イ 選定委員は、審査会において、審査対象者から提出された企画提案書により説明を（15分）受け、必要に応じ質疑応答（15分程度）を行う。

- ウ 選定委員は、評価基準表の項目毎に示される配点にて評価を行う。
- エ 評価点数の算出方法は、評価項目の得点の総和をもって、企画提案者の評価点数とする。
- オ 上記で算出された採点について、評価を行った全委員分をとりまとめ、合計点が最も高い者を委託先候補として、選定する。
- カ 同点の場合は、審査会で審議のうえ、委託先候補を選定する。
- キ 参加申込業者が1者の場合は、集計結果を基に評価を行った結果、評価の高い提案を行ったと判断した場合、委託先候補として選定する。
- ク 各選定委員による評価の総和の平均が50点未満の場合は、当該企画提案書を契約候補者として選定しない。
- ケ 審査の結果、委託候補先として適当な申込業者が無いと判断される場合には、再度募集の手続きを行うものとする。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が2(4)の委託料上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について栃木県ホームページ（お役立ちインフォメーション-入札・公売）に公表するとともに、担当所属において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 契約候補者の名称及び総合点
 - (2) (1) 以外の参加者の数及びそれぞれの総合点
- ※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

7 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。
- (4) 契約書作成の際に必要な経費は、すべて事業者の負担とする。